

「電子採決システム」の導入と運用

○導入決定の背景

- ・平成28年度 第8回役場庁舎建設に関する調査特別委員会(平成28年9月1日開催)において決定した、「基本計画協議結果報告書 別紙 議会機能に関する協議事項」に記載。

■基本的な考え方ー議会ICT推進計画に則った整備を行うこと

3 諸整備 (2)視聴覚設備・ICT設備 ～「電子採決投票システムを設置する」

- ・議会ICT推進計画に則った整備を行う

第3章 事業の展開 1 【ハード面での計画事業】

(2) 機器及びシステムの新規・更新整備

⑥本会議場の電子採決投票システム導入(出席数・発言時間等)

R2年度

○導入による効果

- ・表決の迅速化
- ・多様な表決方法の選択(※起立・挙手が困難な議員の表決支援など)
- ・町民への公開性の向上
- ・表決記録の自動化

★先進事例(幕別町議会)

- ・投票の正確性
- ・時間の短縮化
- ・町民への公開

○電子採決システムの運用範囲

- 簡易表決を除くすべての表決(従来の起立・挙手による表決に替わるもの)

※「選挙」の投票には使用できない(公選法第 46 条:…投票用紙に当該選挙の公職の候補者一人の指名を自書して、これを投票箱にいれなければならない)

○議論のポイント

①電子採決システム運用の基本的方針

①簡易表決を除き従来の起立・挙手による表決を常とし、議長が必要であると認めるときに電子採決システムによる表決を行う

②簡易表決を除く表決において電子採決システムの運用を常とする →4/2 議運決定

②電子採決システムが要する機能

・「賛成ボタン」～会議原則である「可を諮る原則」との整合性から必須

・「反対ボタン」～「可を諮る原則」の一方で、「議案に対する『賛成ではない』意思表示の明確化の観点で必要

→7/30 議運決定

※「棄権ボタン」～議場内にいながら議事を「棄権する」ということはあり得ないことから不要

③議論の経過と導入までのスケジュール

- ・3月16日 第26回議運
- ・3月25日 第27回議運
- ・4月2日 第28回議運
- ・6月4日 第3回議運
- ・6月30日 先進地事例調査(幕別町議会) – 議運正副委員長・事務局
- ・7月9日 第7回議運 先進地事務調査報告
- ・7月30日 第8回議運
- ・8月5日 第5回全員協議会

◇ 10月末:新庁舎竣工予定(躯体工事)

- ・11月:会議条例の一部を改正する条例 提案(会議案)
- ・12月:会議条例改正案 議決、関係規則等改正(必要に応じ)

◇ R3年1月:新庁舎での執務開始

◇ R3年〇月:臨時会議 又は 〇〇委員会で試行運用(!?)

◇ 和3年3月:定例会議で本格運用

○例規改正等

- ・芽室町議会会議条例

従来の起立・挙手による表決に代わり、電子採決システムをもって表決することを規定。ただし、議長が必要と認めるときは、起立による表決を行うことができるものとするよう改正を行う。

○導入参考事例

- ・表決に関する諸規定比較 : その他資料2 – 参考①
- ・先進事例調査: その他資料2 – 参考②

◆「表決」と「採決」と「議決」

「表決」:議会の意思決定に個々の議員が参加し、議会等に対して賛成・反対の意思表示をすること

「採決」:議長が上記の表決を採ること

「議決」:表決の結果得られた議会の意思決定(可決・否決・同意など)のこと

◆表決の種類 ~ 会議条例から

- ①起立による表決(挙手を含む)
- ②投票による表決(記名投票・無記名投票)
- ③簡易表決